

南阿蘇村空き家・空き地バンク登録事項確認書

南阿蘇村空き家・空き地バンク制度の登録にあたり以下の事項を確認してください。

1. 空き家・空き地の登録について

- ・ 空き家等の登録は物件の所有者と申請者が同一でなければなりません。
- ・ 同一でない場合は、委任状が必要です。

2. 空き家バンク・空き地の登録期間について

- ・ 空き家・空き地バンクへの登録期間は原則3年です。3年を経過したとき、空き家・空き地バンク利用者と成約されたとき又は登録申込書の内容に虚偽等があった場合は空き家・空き地バンクの登録を自動的に抹消します。

3. 空き家・空き地の現地調査及び案内について

- ・ 空き家等の物件に村職員(移住コンシェルジュを含む)及び不動産事業者等(宅地建物取引士の資格を有するもの)が立ち入って調査をすること。
- ・ 登録物件の視察・調査依頼があった場合は、物件所有者の対応が必要ですが、立ち会いが困難な場合は、村等へ依頼することができます。

4. 登録物件の情報公開について

- ・ 空き家・空き地バンクに登録された物件は村等のホームページ等に公開されること。
- ・ 登録事項を利用登録者及び不動産事業者団体等並びにその会員に提供されること。

5. 空き家等の契約等について

- ・ 契約書の作成等が当事者間で行うことが困難な場合は、村内の宅建協会及び全日本不動産協会に協力依頼することも可能ですので必要な場合は村等へ連絡してください。
- ・ 空き家等の賃貸又は売買に関する交渉、契約手続等の仲介等に係る費用について、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条第1項の規定による額の範囲内で支払うこと。
- ・ 村等は、空き家等の賃貸又は売買に関する交渉、契約手続等の仲介等を行いません。契約交渉は当事者間で責任をもって行い、契約に関する紛争等は誠意を以て当事者間で解決し村には一切責任がないこと。契約後においても介入等を行いません。

6. 空き家・空き地バンク利用者と成約した場合の報告について

- ・ 空き家・空き地バンク利用者と成約があった場合は速やかに村等に報告してください。

7. 個人情報の取り扱い

- ・ 空き家・空き地バンク制度により知り得た情報は、制度の趣旨に沿って利用し他の目的で使用しません。

上記事項について確認しました。

年 月 日

住 所
氏 名

印